

発行部門	環境ニュース	2006年1月23日(月)発行
ISO事務局		第七号(1ページ)

* 『化学物質審査規制法』に基づく第一種特定化学物質に下記物質が今後指定されます。
追加指定物質: 2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェニール

第一種特定化学物質に指定されると、製造・輸入の許可制(事実上の禁止)、特定用途以外での使用禁止、政令で指定した製品の輸入禁止等の規制の対象となります。

第一種特定化学物質には、下記の15物質があります。

1. ポリ塩化ビフェニル(PCB)
2. ポリ塩化ナフタリン(塩素数が3以上のものに限る)
3. ヘキサクロロベンジン
4. アルドリン
5. デILDリン
6. エンドリン
7. 1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(p-クロロフェニル)エタン(別名DDT)
8. クロルデン類
9. ビス(トリブチルスズ)オキシド
10. N, N'-ジニトリル-パラ-フェニレンジアミン
11. 2, 4, 6-トリ-ターシャルブチルフェノール
12. ポリクロロ-2, 2-ジメタル-3-メチリデンビシクロ[2. 2. 1]ヘプタン(別名トキサフェン)
13. ドデカクロロペンタシクロ[5. 3. 0. 0(2, 6). 0(4, 8)]デカン(別名マイレックス)
14. 2, 2, 2, -トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)
15. ヘキサクロロブタ-1, 3ジエン

松下電工(株) 情報機器事業本部 情報機器ものづくり 購買センター 購買部 集中購買課から下記の調査依頼が当社の中部支店にきています。

調査依頼内容: 伸銅品メーカーが使用している変色防止剤にベンゾトリアゾールが使用していないか至急に調査し、使用の有無の回答を求めています。

松下電工(株)のある事業部では実際に原料メーカーから商社を通じて該当物質含有の連絡があり、現在、その事業部では、使用実態調査と代替材料への切替計画を行っています。

松下電工(株)は調査後、該当物質含有の詳細調査内容を経済産業省に報告します。松下電工(株)以外にも、例えば、アルプス電気、ホシデン等にも調査依頼が経済産業省からあると考えられます。

《参考》

用途例: 主にプラスチック樹脂用の紫外線吸収剤として用いられています。
 使用製品例: プラスチック建材、昇華転写型写真のコーティング樹脂等。

施行予定: 現在、施行令改正に向け、活動中。法律施行時期は不明。

*経済産業省(第1種特定化学物質の指定追加物質について)を参照してください。

* **環境省がアスベストの処理で溶融炉の認定制度創設へ**

●環境省は、アスベスト(石綿)廃棄物を安全に処理する為、高温で溶かして無害化する手法を普及させる方針を決めました。今年の通常国会に廃棄物処理法改正案を提出し、2006年度中に溶融炉の認定制度を創設します。
 認定制度は、産廃処理や金属関係などの民間企業が所有する溶融炉について、国が個別に安全性を判断します。通常は産廃の業者・施設として都道府県の許可が必要ですが、それを不要にして手続きを簡略化します。環境省は、1300度以上の高温で石綿廃棄物を溶融処理できる大規模施設は国内に十数カ所あるとみています。石綿は、現存する建築物の建材などに約4000トン含まれているとされ、解体による排出量は年100トンと推計。現在は埋め立てがほとんどだが、無害化でき、量も三分の一に減らせる溶融を新たな処理法として確立させます。

* **日本の2004年度温室効果ガス排出量は?**

日本の2004年度の温室効果ガス排出量は13億2900トン-CO2です。これは2003年度と比較して0.8%の削減です。しかしながら、1990年の基準値からは約8%の増加となっています。京都議定書での削減目標は1990年対比で6%削減です。目標を達成するには2004年度実績から約14%の削減をしなければなりません。

* **米国カリフォルニア州の温室効果ガス削減の取り組み**

カリフォルニア州の温室効果ガス排出量は全世界の約2%(約5億トン-CO2)を占める。同州の2002年における排出量は1990年比11%増加している。このままいくと2020年には1990年比で排出量は25%増加することが予想されている。そこでたちあがったのが、アーノルド・シュワルツェネッガー知事でした。知事は1990年比25%増加と予想されている2020年排出量を『ゼロ増加』すなわち1990年と同レベルまで下げ、さらに2050年には1990年比でなんと80%削減を達成する、との計画をたてたのです。

『本日をもって、カリフォルニア州は地球温暖化と闘うリーダーとなることを宣言する。もう議論をおしまいにしよう。われわれは科学を知っている。脅威をわかっている。そして立ち上がる時が今だということも知っているのだから。』

知事は高らかにそう宣言し、燃料電池などの新エネルギー施策と事業者による排出量の報告・登録などについて州をあげて推進していくとのこと。米国というと、世界の排出国でありながら京都議定書の約束を反故にしたことで排出削減に取り組むことに消極的だと思われがちですが、州単位ではこんなに積極的に取り組んでいます。

映画『ターミネーター』に出演していた同知事(Governor)のことを『ガバネーター』と呼んでいるとのこと。お役所でもやっぱり人気者みたいですね。

*** 中印の資源消費が日本並みなら、地球がもう一個必要**

米国の環境団体ワールド研究所(本部・ワシントン)は1月11日、中国とインドの成長に伴う環境・エネルギー政策への影響などを分析した報告書を発表。両国の1人当たりの資源消費量が2030年ごろ日本の水準に達した場合、『両国の需要を満たすために地球がもう1個必要になる』との試算を示した。

報告書は、特に中国について、2005年の鉄消費量が世界の26%、セメントでは47%、コメは32%に達したと指摘。世界人口の40%を占める中国とインドがとる環境政策が、『世界の人々の生活水準に影響及ぼすことになる』(クリストファー・フレイビン所長)と警笛を鳴らした。

一方、報告書では、中国で3500万件の建物の給湯が太陽エネルギーでまかなわれていることや、インドの雨水利用の拡大で数万家庭に飲料水を供給している事例も紹介し、むしろ資源消費大国である米国に一層の努力を求めた。

*** 中国人の多い姓は？ 多い順に李・王・張・劉・陳**

中国科学院と深センの企業が2年がかりで1110自治体の約3億人を調査した。その結果、李姓が7.4%、王姓が7.2%、張姓が6.8%を占めた。中国全体で見ると、上位の2つの姓はそれぞれ9千万人を超え、『張さん』も9千万人弱と推計されている。また、調査で確認できた姓は4100にのぼった。このうち、0.1%以上を占めた上位の129の姓で人口全体の87%になるという。

*** エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)が改正**

省エネ法が改正され、平成18年4月1日から施行されます。

改正の背景として、京都議定書において、我が国は2010年度を目途に温室効果ガスの排出量を1990年比で6%削減することとなっています。しかしながら、運輸部門、民生部門の排出量は2002年度で、それぞれ1990年度比+20%、+33%と大幅に増加しており、これらの分野での対策が急務となっている。この為、省エネ法を改正し、運輸部門と住宅・建築物分野の省エネ対策の強化を図ることとなった。

○省エネ法の改正骨子

●工場・事業場

産業部門における取組みを強化

1. 従来の熱・電気の区分を廃止、熱と電気を合算して(原油換算)規制。
《 義務 》
①中長期計画の策定
②定期報告
③管理者の選任(熱及び電気の双方の知識を備えた者)
第一種エネルギー管理指定工場及び事業場(年間燃料使用量:3000kl以上)
第二種エネルギー管理指定工場及び事業場(年間燃料使用量:1500kl以上)

* 熱と電気の一体管理により、省エネ措置の義務を負う管理指定工場・事業場が増加。従来は約1万社が対象だったが、施行後、約1.5万社に増加する。これにより、産業全体の約8割が指定工場及び事業場となる。

●運輸(新設)

新たに輸送事業者(貨物・旅客)と荷主を省エネ法の対象とし、輸送分野での省エネ対策を導入

1. 輸送事業者(貨物・旅客)の義務内容
 - ①計画の策定(年一回)
 - ・低燃費車、エコシップ等の導入
 - ・エコドライブの推進、社内研修の実施等
 - ②定期報告(年一回)
 - ・輸送に関するエネルギー使用量等
- * 輸送事業者の対象は保有車両数トラック200台以上鉄道300両以上
2. 荷主の義務の内容
 - ①貨物輸送における省エネ責任者の設置、社内研修の実施等
 - ②鉄道や船舶の利用のマニュアルの策定
 - ③自家用貨物車から営業貨物車への転換のマニュアル策定 等
3. 法的措置
 - ①省エネ措置が著しく不十分な場合 → 勧告・公表・命令
 - ②その命令に従わなかった場合 → 罰則

* 荷主の対象は年間輸送量が3000万トンキロ以上
当社の取引先では松下電工(株)、アルプス電気、シャープ(株)等の上場会社を対象となります。

●住宅・建築物

住宅・建築物における取組みを強化

《 現行 》

2,000㎡以上の建築物(非住宅)
 新築・増改築の際、省エネ措置に
 係わる事項を所管行政庁に届出
 省エネ措置が著しく不十分な場合
 → 指示・公表

拡

充

《改正後》

2,000㎡以上の建築物(非住宅)
 新築・増改築及び大規模修繕等の際、
 省エネ措置を所管行政庁に届出
 2,000㎡以上の住宅
 新築・増改築及び大規模修繕等の際、
 省エネ措置を所管行政庁に届出
 省エネ措置が著しく不十分な場合
 → 指示・公表

○届出をした者は、省エネ措置に関する維持保全の
 状況を定期に報告。(維持保全の状況が著しく
 不十分な場合は、所管行政庁が勧告)

* 床面積が2,000㎡以上の建築物が全て対象となります。当社では、東大阪流通センター(2289㎡)と
 鳥取事業所(3304㎡)が対象となります。

●その他(新設)

消費者への省エネルギー情報の提供促進等

- ①電力・ガス会社等による省エネ機器普及や情報提供事業の実施と実績の公表
- ②家電等の小売業者による店頭での分かりやすい省エネ情報(年間消費電力、燃費等)の提供
- ③特定機器の製造事業者及び輸入業者に係わる省エネ性能の基準を強化

特定機器に液晶・プラズマTV、DVDレコーダーを追加。特定機器には下記の特定機器があり、
 これらの製造及び輸入する業者はエネルギーの消費量との対比における機械器具の性能の向上を
 図り、機械器具に係わるエネルギーの使用の合理化に資するようにならなければならない。

特定機器	生産量及び輸入量(年間)
1. 乗用自動車	2000台
2. エアコンディショナー	500台
3. 蛍光灯のみを主光源とする照明器具	3万台
4. テレビジョン受信機	1万台
5. 複写機	500台
6. 電子計算機	200台
7. 磁気ディスク装置	5000台
8. 貨物自動車	2000台
9. ビデオテープレコーダー	5000台
10. 電気冷蔵庫	2000台
11. 電気冷凍庫	300台
12. ストーブ	300台
13. ガス調理器具	5000台
14. ガス温水器具	3000台
15. 石油温水器具	600台
16. 電気便座	2000台
17. 自動販売機	300台
18. 変圧器	100台

* 特定機器の省エネが今後更に進展すると思われます。省エネ分野にビジネスチャンスが
 あるように思われます。